

愛知県福祉サービス第三者評価事業 評価結果

①第三者評価機関名

特定非営利活動法人あいち福祉アセスメント

②施設・事業所情報

名称：波の音児童発達支援センター はまっこ		種別：児童発達支援センター	
代表者氏名：成瀬 静		定員（利用人数）：30（34） 名	
所在地： 愛知県常滑市塩田町一丁目77番地			
TEL： 0569-34-7211			
ホームページ：https://www.chita-gakuen.or.jp/hamakko/			
【施設・事業所の概要】			
開設年月日 昭和47年11月1日			
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人 知多学園			
職員数	常勤職員：	8名	非常勤職員 11名
専門職員	（専門職の名称）	名	
	管理者	1名	管理栄養士 1名
	児童発達管理責任者	1名	看護師 2名
	相談支援専門員	1名	理学療法士 1名
	保育士	9名	言語聴覚士 1名
	児童指導員	3名	作業療法士 1名
施設・設備の概要	（居室数）	（設備等）	
	療育室 5 教材室 1 言語聴覚室 1 多目的室 2 遊戯室 1 事務室 1 医務 1 屋上遊戯場 1 ロッカー室 1 相談室 1 シャワーパン 3 休憩室 1 配膳室 1 便所 9か所（便器24）	エレベーター 1 屋外避難階段 器具庫、防災倉庫、機械置場等 感覚統合遊具 2 テラス インクルーシブ遊具（滑り台、椅子、くもの巣登り）	

③理念・基本方針

（基本理念）

・理解・協力・連携の絆を基に、子どもの将来にわたって安心・安定して子育てが出来るよう、支援し続けていく事を基本理念とします。

・

（療育の目標）

- ・個々の子どもの特性や発達段階を考慮し、個別的かつ、集団的に適切な療育をする。
- ・自分の身の回りのことや生活習慣的な動作を自分でしようとする。
- ・職員や友達と同じ場所で共に安定して過ごす。
- ・生活や活動の繰り返しの中で、基礎体力が付き、各々のペースで運動機能が発達する。

- ・経験をくぐる中で、言葉の理解が広がり、発語やジェスチャーで、要求や思いを表現する。
- ・人とのやりとりを通し、信頼関係・愛着関係が芽生え、社会性が育つ。
- ・身の周りの自然や、色々な事柄に興味や関心が向き、豊かな感性を育む。

④施設・事業所の特徴的な取組

（波の音児童発達支援センターはまっこの概況・特徴的な取組）

- ・はまっこは、オーシャンビューが広がる海辺に位置し、「波の音子ども園」が隣接している。昭和47年母子通園施設「マザーズホーム」として創立し、昭和54年園舎の拡充移転し、知的障がい児通園施設「千代ヶ丘学園」として開設された。
- 平成24年児童発達支援センター「常滑市立千代ヶ丘学園」に名称変更し、平成26年4月1日常滑市より移管を受け、「社会福祉法人知多学園ちよがおか」として開設。令和5年6月1日現地に新築移転し「波の音児童発達支援センターはまっこ」に名称変更をしている。
- ・建物は最新の設備を施し、療育室や階段、廊下やホール、内装やフローリングなどは、木の温もりや優しい感触を感じながら安全で安心して心地よく過ごせる生活にふさわしい場としての環境が整備されている。園庭の遊具や大型の感覚統合遊具、保育室の遊具などもインクルーシブ療育を意識した環境を整えている。
- ・隣接する波の音こども園とは、夏祭り、焼き芋パーティーなどの行事や収穫体験、長時間保育の場、給食の調理の場として子どもや大人との身近な触れ合いや交流の機会が多くある。
- ・地域幼稚園やこども園、保育園との親子での交流や、家族や兄弟支援の家族デイやきょうだいデイ、父親デイ、保護者の交流の機会として保護者交流会やOB会、保護者研修会などを開催し孤立しない環境の提供をしている。
- ・保護者連絡 登降園管理 指導案作成 シフト管理 午睡チェックなど保護者および保育士の負担軽減と利便性向上のためコドモンアプリの導入をしている。

（療育サービスの実施状況）

- ・0歳児～5歳児の療育を実施。
- ・開所時間は月曜日～金曜日 9時00分～17時30分である。
- ・休日は土曜日、日曜日、祝祭日、12月29日～1月3日。

2歳児までは親子通園、3歳児から単独通園とする。

- ・地域の療育を必要とする保護者と子どもの集いの場として「親子スクール」の実施をしている。毎週火曜日 9:45～11:30
- ・波の音相談支援事業所、保育所等訪問支援事業を併設し、子育て支援の支援や地域保育所等の訪問支援をしている。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和 6年 9月 20日（契約日）～ 令和 7年 3月 31日（評価決定日） 【令和 7年 2月 3日（訪問調査日）】
受審回数 （前回の受審時期）	0 回 （令和 年度）

⑥総評

◇特に評価の高い点

〈子どもの主体性を目指した療育と地域とのかかわり〉

(子どもが主体的に活動できる環境の整備、子どもの生活と遊びを豊かにする療育の展開)

- ・子どもが主体的に活動できるように、子どもの発達や季節に応じた玩具や遊具、素材や用具を用意し、自由に取り出して遊んだり、自由に遊べる時間が確保され、子どもの主体性が発揮できるような働きかけをしている。また、保育士や指導員、言語聴覚士や作業療法士、理学療法は子どもが遊びを進めて行く様子を見守りながら関わるようにしている。
- ・異年齢年間指導計画は作成していないが、遊びや生活を通して自然に異年齢で遊ぶ機会や意図して異年齢で交流する機会を作り、生活や遊びの中で人との関わりを大切にする取り組みをしている。
- ・プランターに四季の花々が植えられ、居ながらにして四季の変化を感じ取れるような環境を整えたり、昆虫や魚などの飼育を通して生物に興味を持ち可愛がる心を育むようにしている。また、はまっこファーム農業体験では、ミニトマトやスナックエンドウ、じゃが芋やさつま芋の栽培や収穫を通して植物に興味を持ち収穫の喜びを存分に味わうようにしている。
- ・室内用玩具を年間固定とせず、季節や遊びの広がり、興味、発達に沿った玩具を取り出して遊べるように配慮している。また、既製の物だけではなく、保育士手作りの玩具や遊びの展開が広がるような遊び空間を工夫し提供している。
- ・春や秋の遠足、隣接のこども園との夏祭り、はまっこファームでの収穫体験や焼き芋パーティー、秋刀魚パーティー、ハロウィンや餅つき、豆まき、雛祭りなどの季節行事、リズム遊びや表現遊びの発表の機会としてのクリスマス発表会など年間の行事計画を基に、それぞれの年齢や発達、興味や関心、意欲などに応じて課題に取りくめるように配慮しながら、楽しく参加して満足感や充実感を表出できるように、その子の主体性を大切にした療育をしている。

(子どもの主体性を目指した地域との交流)

- ・施設における現状を見直し、時代に沿った運営実現のため、事業計画(BSC)の目標の「顧客の視点」に地域参加型への交流として掲げ努力を重ねている。
- ・地域とのかかわり方について基本的な考えや療育活動を管理運営案に文書化し、地域との交流やかかわりを広げるために、学校、民生児童委員、幼稚園や保育園、こども園、行政、ボランティアなどの地域の人脈を取り込み、地域への働きかけに努力をしている。
- ・「親子スクール」や「園庭開放」を実施して療育を必要とする地域の子どもや保護者の受け入れをしている。
- ・市内の幼稚園や保育園、こども園で実施している「園庭開放」に子どもと保護者が参加し共に遊ぶ機会がある。また、「園外療育」として当該園の職員同行で子どもと保護者がマイクロバスを利用して参加し、他園の子どもたちとの触れ合いや遊ぶ機会がある。また、近郊の公園やスーパーに出かけたりして、交通マナーや自然事象や社会事象などを学ぶ機会としている。更に、入園審査会で地域園への入園見通しがついた場合は入園予定園での交流も可能としている。
- ・当該園として、隣接するこども園とは夏祭りを始めとする行事で交流したり、じゃが芋やさつま芋の収穫体験、焼き芋パーティー、長時間にわたる保育の受入れの場としての交流もある。また、隣接するこども園との夏祭りに地域の方の参加を呼びかけ、地域と子どもとの関りの礎となるようにしている。

◇改善を求められる点

(中・長期的なビジョンと計画が明確化)

・法人としての中・長期計画を基に、新規事業の設立と軌道化を目標にした、「障がい福祉部門中長期事業拡大計画」を策定している。中・長期計画は、安定した提案主旨、地域・住所、種別、業態、計画発足・開設時期を主軸項目にした4事業所の計画策定をしているが、収支の裏付けは加味されていない。また、単年度のバランススコアカード(BSC)との関連性や事業内容の妥当性が読み取りにくい。

・保育所等訪問支援事業、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業の新規事業の軌道化と安定した施設運営の実現化に向け、把握できる範囲での収支の裏付けを加味した「障がい福祉部門中長期事業拡大計画」の策定していくことを願いたい。また、新規事業所の新設項目だけではなく、バランススコアカード(BSC)の財務、顧客、内部業務プロセス、学習と成長の視点との融合性を図り、中・長期計画を作成していくことも願いたい。更に、必要に応じて職員へ周知したり、タブレット等で職員誰もが閲覧できる環境を整えていくことも望みたい。

(マニュアルや手順書等の整備)

・安全や管理、防災や災害、衛生や健康、療育などに関するマニュアルや手順書等の整備については、充足していると言いつつも難しいものも見受けられる。

・常勤職員平均年齢が32.5歳であり、子どもの療育と保護者支援に向け若い世代の人脈と多職種の人材を活かし、療育や支援をしていく職場環境にある。迷いのない、間違いのない、納得ができる療育や支援を目指し、マニュアルや手順書として不足しているもの、準備していきたいものなどを明確にし、整備していくことを期待したい。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

初めての第三者評価を今年度受けることになりました。はまっこ（児童発達支援センター）では、親子通園からスタートし親子の愛着形成や生活の基盤づくりを生活・遊びを通して声のかけ方、遊び方等の関わり方を学びながら保護者様と共に子育てを行っております。親子通園の生活を通して、わが子の良さ・わが子の可愛さ・強みを見つけ今しかない子育てを楽しみながら、家庭での支援に繋がって行けることを大切に支援しております。年間の行事は様々な取り組みを行い、子どもたちに色々な体験や経験を提供しています。社会に出ていく子どもたちが社会の中で生活することが出来るよう隣接の同法人こども園との連携や地域支援として法人独自の親子スクール支援を行っています。

課題とされる事業計画「バランススコアカード」については、職員周知を職員会議や紙面での情報共有を行っておりますが、今後より職員がビジョンの把握が行えるような取り組みを行っていきたいと思います。また、マニュアルについては法律で義務化の書類は作成済みです。支援についてのマニュアルは、会議やミーティング、職員間研修会等の記録から抽出していき、より具体化を図り、より良い支援に繋げるように取り組んで行きたいと思います。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三評価結果

※すべての評価細目（65項目）について、判断基準（a・b・cの三段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する

【共通評価基準】

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

Ⅰ-1 理念・基本方針

		第三者評価結果	
Ⅰ-1-（１） 理念、基本方針が確立・周知されている。			
Ⅰ-1-（１）-①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	保 1	a ・ ① ・ c
＜コメント＞			
・ 法人の理念を受け、波の音児童発達支援センターはまっこの基本理念、運営方針と本年度重点目標などが明文化されている。 ・ 理念や基本方針などは、管理運営案や運営規定、入園のしおり「はまっこのしおり」などに明記されている。 ・ 職員には理念や基本方針などを明記した書類を配布し、経営や施設管理、子どもや保護者への療育や保育などの支援の拠り所として具体的な取り組みを合目的に行えるように会議等で周知を図るようにしている。 ・ 保護者には入園説明会時に「はまっこのしおり」を配布して具体的に説明をしている。見学者にはパンフレットを配布し説明をしている。 ・ はまっこのしおりやチラシ、ポスターなどを保健センターや社会福祉協議会などに設置し、広域的に周知を図るように心積もりをしている。 ・ 運営規定や管理運営案、支援プログラムやはまっこのしおりなどに明記されている基本理念、運営方針、本年度重点目標などの明記方法や内容の不揃いが見受けられるので、一貫性を保ち整合性が図れるように整理していくことを願いたい。			

Ⅰ-2 経営状況の把握

		第三者評価結果	
Ⅰ-2-（１） 経営環境の変化等に対応している。			
Ⅰ-2-（１）-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	保2	a ・ ① ・ c	
<コメント> ・ 国や行政から社会福祉事業全体の動向、福祉の需要動向やニーズ、障害福祉計画、報酬改定等事業経営環境を取りまく情報やデータなどを積極的に入手したり、法人の障がい福祉部門の事業計画を基に、波の音児童発達支援センターの社会的療育の促進に向けて地域、療育や教育、相談機関などの資源や人材の活用を積極的に行い運営や経費に反映させるように努めている。また、事業計画（BSC）に財務、顧客の視点から戦略目標に掲げ、進捗度をデータ化して会議などで、職員間で共有を図るようにしている。			
Ⅰ-2-（１）-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	保3	② ・ b ・ c	
<コメント> ・ 新築、移転して2年目であり、地域の認知度は決して高いとは言えないが、地域に向け自らの発信に心がけ地域との連携の礎になるように努めつつ、経営課題や新規事業展開の時期を検討している。 ・ 職員層の年齢が平均32.5歳と比較的若く、人材育成、資格の取得、処遇などを課題とし、離職しない働き続けられる環境づくり、風通しの良い職場風土や体制、計画的な資格取得の推奨、処遇改善などに努めるようにしている。 ・ 稼働率などについては園児の安定した確保と加算上の最適な人員配置をする。 ・ 地域支援として、保育所等訪問事業や放課後デイサービスの新設と安定した軌道による地域支援の拡大を図るような取り組みを進めている。また、地域支援の資源として、「親子遊びスクール」を法人独自の事業として展開している。			

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果	
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	保4	a	・ ⑥ ・ c
<コメント> ・ 法人としての中・長期計画を基に、新規事業の設立と軌道化を目標にした、「障がい福祉部門中長期事業拡大計画」を策定している。中・長期計画は、安定した提案主旨、地域・住所、種別、業態、計画発足・開設時期を主軸項目にした4事業所の計画を策定しているが、収支の裏付けは加味されていない。また、単年度のバランススコアカード(BSC)との関連性や事業内容の妥当性が読み取りにくい。 ・ 保育所等訪問支援事業、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業の新規事業の軌道化と安定した施設運営の実現化に向け、把握できる範囲での収支の裏付けを加味した「障がい福祉部門中長期事業拡大計画」の策定していくことを願いたい。また、新規事業所の新設項目だけではなく、バランススコアカード(BSC)の財務、顧客、内部業務プロセス、学習と成長の視点との融合性を図り計画を作成していくことを願いたい。更に、必要に応じて職員へ周知したり、タブレット等で職員誰もが閲覧できる環境を整えていくことも望みたい。			
I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	保5	a	・ ⑥ ・ c
<コメント> ・ 障がい福祉部門中長期事業拡大計画はバランススコアカードに、財務、顧客、内部業務プロセス、学習と成長の視点でビジョンを明確に示し、一定の期間で進捗状況を確認したり、フィードバックさせた上で、結果を数値化し評価等を行い職員で共有するように努めている。			
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。			
I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	保6	a	・ ⑥ ・ c
<コメント> ・ バランススコアカード策定においては、職員の意見等を聴取したり、会議等で意見を集約したり、反映させたりして策定している。 ・ 実施状況は、戦略目標ごとの進捗状況を具体的項目や数値で把握し、月ごとに状況を明記して評価や見直しをし、次年度の計画に反映するように努めている。			
I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	保7	a	・ ⑥ ・ c
<コメント> ・ バランススコアカードの事業内容を行事予定として、ホームページや管理運営案、入園のしおり「はまっこのしおり」などに明記し、保護者には入園説明会時に「はまっこのしおり」を配布して具体的に説明をし、理解を得るようにしている。			

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果	
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。			
I-4-(1)-① 福祉サービスの質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	保8	a	・ ⑥ ・ c
＜コメント＞ ・療育の質の向上に向けた取組みとして、今年度第三者評価を受審している。今回の評価結果を組織として、分析や内容の検討をする仕組みを整えて順次機能させていく方向にある。 ・人事考課の折に、キャリアデザインシートを活用し自己評価を毎年実施し、目標に対して年2回個人面談を行い、課題の整理や改善に向けて検討し療育に反映させるようにしている。 ・顧客の視点から保護者研修会、OB交流会、父親デイ、家族デイ、兄弟デイなどの交流会の開催、「はまっこファーム農業体験」、「親子スクール」の開催、地域支援アプローチから「あるこ巡回」、「保育所等訪問」など、子どもや保護者の支援や地域社会への貢献、専門職としての質の向上を目指した目標をバランススコアカードに落とし込み、進捗状況や評価をする仕組みを確立し支援に繋げるようにしている。 ・年度当初に、療育に対する目標や運営方針を立て、職員の個人面談で課題の整理や改善に向けて検討する機会や全体で検討する場を設け、療育に反映させていくことを期待したい。			
I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	保9	a	・ ⑥ ・ c
＜コメント＞ ・第三者評価結果を職員に周知し、共有化を図り改善に向け全員で努力をしていく方向にある。 ・キャリアデザインシートの評価結果を基に課題の洗い出しを行い、職員それぞれの現状、課題、改善策についての振り返り機会を通して指導や教育をし、施設の機能の強化、療育や支援の質の向上に繋げるようにしている。 ・事業所の課題に対する目標として事業計画のバランススコアカードに位置付け、進捗状況をチェックし、職員間で共有や周知を図り実施している。			

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果	
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	保10	a	・ ⑥ ・ c
<コメント> ・ 自らの役割と責任を文書化し、年度当初また、各会議、日々の引継、研修などを通じて明らかにし、理解されるよう取り組んでいる。予算運用や必要に応じた情報を会議等で伝え、施設運営状況の理解が得られるように努めている。また、有事の際における管理者としての役割と責任について管理運営案に位置付けをし、BCP計画の策定もしている。			
Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	保11	a	・ ⑥ ・ c
<コメント> ・ 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組については、最新情報を入手したりして、その内容を職員に提供している。また、重要性や緊急性に応じて、資料に基づき会議で周知を図るようにしている。また、資料を掲示をしたり配布をして理解を深めるよう努力をしている。 ・ 多職種の職員が法令を正しく理解するために、明確なリスト化を図り会議等で十分に周知を図ることを期待したい。			

Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。

Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	保12	①	・	b	・	c
<コメント> ・福祉サービスの質的向上を現状に照らし合わせ、定期的・継続的に把握し分析しながら、積極的に文面化し具体策を組織内に提示し、自らもその活動に積極的に参画している。また、法人の他施設長と情報交換をしたり、諸機関や地域を巻き込んだりして療育や支援の質の向上を図るように努めている。 ・諸会議には、フラット体制で臨み職員の意見を取り込むようにしている。 ・職員とのコミュニケーションの時間をしっかりと確保し、コーチング方式等を取り入れている。						
Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	保13	②	・	b	・	c
<コメント> ・経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、目標や施策を各年度の事業計画（BSC）に位置付け、進捗状況を目録値で把握し、その結果を会議で反映している。また、職員にも予算運用の情報を適宜提供し、職員全体で効率的な事業運営を目指している。 ・人事、労務については、施設の現状を把握しながら、職員体制の構築を視野に計画化を図り、子どもと保護者、職員の両面から処遇向上に向けた取り組みに着手している。また、人事配置や働きやすい環境については、職員と相談しながら改善をし、実施をしている。 ・社会的療育推進に向けて、放課後等デイサービス、小規模児童発達支援事業所の開設を目指し、施設の将来性や持続性、経営資源の有効活用を視野に入れた運営に努めている。						

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

第三者評価結果			
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	保14	a	・ ⑥ ・ c
<コメント> ・ 保育士や児童指導員、相談支援専門員、看護師、管理栄養士、言語聴覚士、理学療法士、作業療法士など子どもや保護者の福祉サービスに適応し得る職員配置をするために、有資格取得者や職責等を考慮した人材の配置をし、それぞれが担う業務や役割を明示し、職員間で共通理解を図るようにしている。 ・ 異動や退職による人材の確保については、きめ細やかな福祉サービスの実現のため、プランに基づいた人材確保に向け努力をしている。新任職員には、新人用プリセプターマニュアルを用いて育成に努めている。 ・ 福祉人材の確保として施設見学の受入れやマイナビなどを通して人材の確保に努めている。			

Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。		保15	①	・	b	・	c
<コメント> ・ 法人の明確な基準に基づいた人事考課制度を導入し、目標管理に沿った個人面接を年2回実施している。 ・ 人事考課基準を職員に明確に示し、キャリアデザインシートを基に個々の目標に対する評価を振り返り、職員の処遇やキャリアパス、異動、能力開発、自己研鑽、専門職としての意欲などに繋げて組織全体の活性化に努め、総合的な人事管理を実施している。							
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。							
Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。		保16	a	・	②	・	c
<コメント> ・ 職員の有給休暇の消化率や、時間外労働、疾病状況などを掌握しデータ化に努め、職員の意見や意向を把握し改善に繋げるように努力をしている。 ・ 法人から産休・育休、福利厚生等に関するアンケートや異動等の調査があり、職員の意向が反映されている。また、スーパーバイザーや産業カウンセラー、外部のカウンセラーによるストレスケアの実施や個別面談など職員が個別に面談を受ける機会を設けている。 ・ 働きやすい職場環境づくりをめざして、人材確保に向けた具体的プランやワーク・ライフ・バランスに配慮した取り組みを行っている。							
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。							
Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。		保17	a	・	③	・	c
<コメント> ・ 職員一人ひとりに、期待する職員像や課題について話し合う機会を持ち、人材育成に努めている。また、人事考課時の個別面談の中で、各職員のキャリアデザインシートを基に具体的な目標や取り組みなどの進捗状況の把握や助言をして、職員一人ひとりの意識やモチベーションを高め、養育や支援が行えるようにし、個々の職員の質の向上がチームとしての質の高まりへ繋げていくように努めている。また、職務の中に職員の特技や得意性を活かすような取り組みをしている。							
Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。		保18	④	・	b	・	c
<コメント> ・ 事業計画の中に専門職としての質の向上を目指すための、施設内研修や施設運営・入所児処遇に関する研修を明示し、資質向上に向けた細部の研修を実施している。バランススコアカードに落とし、全体の進捗状況や実態の確認を共有している。 ・ 毎月、研修目的に沿った施設内研修の実施や外部講師による研修、幅広い職種や広域の人脈を活かした研修を継続させ、内容の充実化を図っている。実施後の結果報告や伝達研修等も行われている。							

Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	保19	④	・	b	・	c
＜コメント＞ ・職員一人ひとりについて、基本姿勢に沿った教育や研修計画が策定され、それぞれの援助技術の水準や知識、専門資格の必要性を把握し、それに応じた研修に参加できるようにしている。また、新人研修においてはプリセプター方式を導入し、実践状況をチェック方式でとらえ、個別対応職員を核に置き指導している。 ・スパービジョンの体制を確立し、施設長がスーパーバイザーとして職員の養育・支援技術や施設の組織向上に取り組むように努めている。 ・職員の専門性や技術向上を図るために、他施設と合同の研修も実施し、外部講師による講話やセミナーなども行っている。 ・外部研修情報の提供や参加の推奨と共に、職員がスキルアップのための研修を希望した場合など、平等性を保った受講対策を導入している。						

Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。			
Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	保20	a	・ ⑥ ・ c
<コメント> ・ 実習の受け入れについては事業計画に位置づけ、バランススコアカードに進捗状況を落とし込んでいる。受け入れマニュアルの作成は今後の課題としているが、積極的に受け入れをしている。実習担当者を配置し、受け入れにあたり主旨や方針を説明して、施設の状況を理解し自信を持って実習に臨めるようにしている。 ・ 実習生の育成については職員に準じた勤務、行事への参加等種々の工夫がされている。保育士養成校などの受け入れがある。 ・ 実習内容については学校用プログラムを基本に、施設全般を学べるように実施し、毎日の実習終了時に1日の反省を行い、次のステップにつなげている。			

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果	
Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。			
Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。		保21	① ・ b ・ c
<コメント> ・ ホームページの活用により、理念や基本方針、養育や支援内容、事業計画や事業報告、決算情報が適切に公開されている。また、法人の総会や第三者委員会において文書で説明をしている。 ・ 苦情、相談の体制や苦情解決の仕組みが確立され、苦情解決責任者、担当者、第三者委員会等を明記した「苦情解決の仕組み」表を掲示している。また、通信に掲載したり、玄関に掲示している。意見箱も常設し、意見は適宜公表し改善していくようにしている。 ・ 苦情については連絡や報告を受けた件案を、職員会議で取り上げ、全職員で解決に取り組む体制がある。 また、苦情への検討内容や対応策を記録し、保護者等にフィードバックし必要に応じて公表している。 ・ 第三者評価受審結果や苦情・相談内容を公開し、子どもや保護者、地域の理解を深め、療育や支援の質の向上に繋げるようにしている。			
Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。		保22	② ・ b ・ c
<コメント> ・ 経理全般については公認会計士の指導による外部監査が適切に実施されている。 ・ 福祉サービスの「質の向上」に向け、外部の第三者評価機関による調査を今年度受審し、その結果の課題等を整理し、改善に向けて順次着手して行く予定としている。			

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果	
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。		保23	① ・ b ・ c
＜コメント＞ ・施設における現状を見直し、時代に沿った運営実現のため、事業計画(BSC)の目標の「顧客の視点」に地域参加型への交流として掲げ努力を重ねている。 ・地域とのかかわり方について基本的な考えや療育活動を管理運営案に文書化し、地域との交流やかかわりを広げるために、学校、民生児童委員、幼稚園や保育園、こども園、行政、ボランティアなどの地域の人脈を取り込み、地域への働きかけに努力をしている。 ・「親子スクール」や「園庭開放」を実施して療育を必要とする地域の子どもや保護者の受け入れをしている。 ・市内の幼稚園や保育園、こども園で実施している「園庭開放」に子どもと保護者が参加し共に遊ぶ機会がある。また、「園外療育」として当該園の職員同行で子どもと保護者がマイクロバスを利用して参加し、他園の子どもたちとの触れ合いや遊ぶ機会があり、また、近郊の公園やスーパーに出かけたりして、交通マナーや自然事象や社会事象などを学ぶ機会としている。更に、入園審査会で地域園への入園見通しがついた場合は入園予定園での交流、保護者の希望で5歳児が地域園での交流も可能としている。 ・当該園として、隣接するこども園とは夏祭りを始めとする行事で交流したり、じゃが芋やさつま芋の収穫体験、焼き芋パーティー、長時間にわたる保育の受入れの場としての交流もある。 ・地域との関りについては、隣接するこども園との夏祭りに地域の方の参加を呼びかけ実施をし、地域との関りの礎となるようにしている。			
Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。		保24	a ・ ② ・ c
＜コメント＞ ・ボランティア受け入れマニュアルの整備はこれからの課題としている。 ・事業計画(BSC)の戦略目標に地域支援アプローチが位置づけられているが、行政の学校教育課や地域の学校教育への協力等具体的に明記されていない。実態として、夏祭りについて学校教育課を通して校長会へのアプローチをしている。 ・組織として対外の渉外を円滑に進めていくうえで、受け入れマニュアルを作成し、マニュアルに基づいてボランティア担当者を配置し、受け入れにあたり主旨や方針を説明していくことを願いたい。また、受け入れにおいては、活動中のトラブルや事故等の未然防止、有意義な活動とするための観点から活動記録等の整備も併せて願いたい。			
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
Ⅱ-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。		保25	a ・ ② ・ c
＜コメント＞ ・施設の役割や機能を達成するために必要となる関係機関、団体、地域住民等の機能や連絡方法を明示している。 ・各学校や保育所、幼稚園、幼児園、児童相談所、支援センター、保健センター、行政や医療機関、民生委員・児童委員、警察、町内会などの自助組織には必要に応じて担当職員が参加し、その情報や状況を職員会で周知している。			
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。		保26	a ・ ② ・ c
＜コメント＞ ・地域の福祉ニーズに基づいた具体的な事業、活動を事業計画の中に明示されていないが、諸機関や地域を取り込み情報提供や情報交換、相談の場としている。 ・地域の幼稚園、保育園、幼児園で開催されている園庭開放や園外療育、また、職員が地域のイベントや清掃活動などを通して地域との交流や情報交換などを積極的に行い、地域の福祉ニーズ等を把握するようにしている。			

	Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり利用者等にわかりやすく説明している。	保31	a ・ ㉞ ・ c
＜コメント＞ ・入園決定に関する書面や療育サービスなどを明記した入園のしおりなどを配布し説明をし、子どもや保護者の不安を解消して療育できるように配慮し、安心して自己決定ができるよう適切に援助をするようにしている。 ・療育の開始や内容の変更時に、保護者等に資料を配布し分かりやすく説明をし、同意を得ている。スポーツ振興センターの加入や個人情報等について説明し、同意書を得ている。			
	Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	保32	a ・ ㉞ ・ c
＜コメント＞ ・退園や施設変更、療育サービスの変更等に関する文書の取り交わしを行い、転園児については個人情報を考慮し必要に応じて療育に関する情報の提供をし、サービスの継続性に配慮している。 ・療育の終了後も、子どもや保護者等が相談を希望した場合のために、相談などに応じることを口頭で保護者に説明をしている。また、相談や苦情受付について、入園のしおりにも明記している。			
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。			
	Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	保33	a ・ ㉞ ・ c
＜コメント＞ ・行事や療育参加などの機会を定期的に設け、直接意向や要望を聴くように努めたり、アンケートなども実施している。また、毎月園だよりを発行し、療育や子育て、地域との関りなどを伝え保護者の意向や満足度を確認する機会としている。また、年2回保護者満足度アンケートを実施し、職員会議等で検討し改善に繋げている。 ・個別懇談会の実施、意見箱の常設、登降園時を利用した保護者とのコミュニケーション、保護者研修会や交流会などを通して意向を把握するようにしている。 ・子育てに不安を感じている保護者には、積極的に声をかけ、話を聞いたり相談にも応じている。 ・得られた意向や要望等は、定期的な会議で検討をし、結果や改善等を文書や口頭で保護者に伝えるように努力をしている。 ・子どもからは、療育の場面で意見を聞いたり反応を観たりして、子どもの思いや意見が反映できるように計画を見直し、実践に繋げるようにしている。			
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。			
	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	保34	a ・ ㉞ ・ c
＜コメント＞ ・苦情解決の体制が確立され、苦情解決の体制は玄関に掲示をしたり、入園のしおり（はまっこ）にも掲載している。仕組みについて入園説明会時に保護者に書面で説明をしている。匿名や無記名などの意見聴取も実施し、保護者が苦情を申し出やすいように工夫をしている。 ・苦情や相談が生じたときは苦情への検討内容や対応策を記録し、利用者等にフィードバックし必要に応じて公表している。			
	Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	保35	a ・ ㉞ ・ c
＜コメント＞ ・相談窓口を設置し、日常的に接する担任以外に、複数の相談方法や相談相手があり、相談や意見を述べることを口頭で保護者に周知している。 ・登降園時には保護者と挨拶を交わし、園児の受け入れをしながらコミュニケーションを図っている。また、相談者のプライバシーを配慮し相談室などの個室で相談を受けるようにして環境を整えている。相談事案に対しては、記録している。			

	Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	保36	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> ・ 苦情に限定されない保護者からの意見や提案について、記録に残している。寄せられた意見や提案は適宜、職員間で話し合い、迅速に対応するように努めている。保護者には経過や結果をフィードバックしていくようにしている。 ・ 対応の正確さ公平性を継続していくためにマニュアルを整備し、データの蓄積や改善に反映することを期待したい。			
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。			
	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	保37	㉑ ・ b ・ c
<コメント> ・ 法人においてリスクマネジメント委員会が設置され、危機管理マニュアルが作成され、毎週状況の報告をしている。 ・ 職員会議で事故発生やヒヤリハットの報告、衛生管理などの対応、療育環境の点検や定期的な見直しなど情報や状況の共有化がされている。また、感染症、急病および不審者対応、事故、療育環境などに対する事項について記録をし、会議の中で検討し、再発防止に向けて緊急時に機能できるように備えている。 ・ 遊具や備品の安全性の確保に向け、定期的に専門機関に点検を依頼し、そのリスクに対しては、早急に対応し安全確保に心がけている。			
	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	保38	㉑ ・ b ・ c
<コメント> ・ 感染症の予防や発生時におけるマニュアルが整備され、発生時における対応や対処について職員への周知徹底を図っている。衛生管理等について日々の点検、定期的な見直しや状況の共有化がされている。また、感染症に対する事項について会議の中で検討し、発生時に対応できるように備えている。 ・ 保護者には、発病時における状況や対策、感染予防に関する対策などについて、コドモンでの配信や文書で配布したり、掲示板に掲示したり、登降園時に口頭で保護者に周知している。また、「嘔吐対応手順」に基づいて、各部屋に嘔吐物処理セットを用意し適切な対応をして、二次感染を防ぐようにしている。今後、看護師と協同して保健だよりを発行していく予定にしている。 ・ 食中毒は、対応マニュアルに従い、法人や保健所等に連絡を入れ連携を図るようにしている。 ・ 日々の生活の中での消毒や換気、人の距離や位置関係等の対応を検討して環境を整えている。			
	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	保39	㉑ ・ b ・ c
<コメント> ・ 緊急時対応マニュアルを整備し、消防法に示される防災対策、防災用具の点検や備蓄の整備、管理をしている。災害時の備蓄として、水や食料品の他にヘルメットや簡易トイレ、ブルーシートなどを備蓄倉庫に備え、リスト管理をしている。また、AEDや緊急時持ち出しバックの設置、人命救助やAEDの使い方の訓練も受けている。 ・ BCP計画に基づいて、火災や地震、津波を含めた防災訓練を毎月実施し、反省と見直しが行われている。また、津波訓練として屋上への垂直避難訓練を実施したり、広域避難所の小学校への避難と引き渡し訓練を実施している。屋上に繋がる避難経路の階段は、津波を想定した段数にしており、2階建てであるが、屋上は3階建ての高さに適う高層となっている。			

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果	
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。			
Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	保40	a	・ ⑥ ・ c
<コメント> ・ 「標準的な療育の実施方法」が文書化され、それに基づいた個々のサービスが実施されている。子どもの具体的な場面や子どもの年齢、発達、療育内容、指導計画との関連性や妥当性について職員の共通理解を図り、共通の対応で実践されるように心がけている。 ・ 職員会議等によって職員に周知され、療育計画の実施状況の確認は定期的に療育等の検討会で行われている。			
Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保41	a	・ ⑥ ・ c
<コメント> ・ 療育の記録や療育計画、指導計画等は、期毎に検証し見直しがされている。また、他の標準的な実施方法は定期的または、療育内容ごとに見直しがされている。それぞれの実施方法の見直しは検討会において職員の意見や提案等が反映されている。 ・ 保護者の意向を把握し、意見や提案を反映していくように努力をしている。 ・ 個々の子どもの状況に応じた一定の水準以上のサービスを担保するために、また、職員の力量や資質を保つために研修も行っている。 ・ 保育士や指導員間での療育の実施手順や方法の妥当性を保つために「療育の手順マニュアル」を作成し、それに基づいて確認し療育の質の向上を保つようにしていくことを期待したい。			
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。			
Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な福祉サービス実施計画を適切に作成している。	保42	a	・ ⑥ ・ c
<コメント> ・ 子どもや保護者の身体状況や生活状況を把握して個別に記録をし、定期的に見直しをし、指導計画に反映させ保育実践に繋げるようにしている。 ・ 保育指針を基に、子どもとその背景にある家庭や地域の実態把握を考慮し、子どもの発達状況を見通し、生活や遊びの連続性や環境、季節の変化などに配慮して保育計画や指導計画を職員参画の下で策定している。また、子ども一人ひとりや支援を要する子どもについては、個別の指導計画を策定している。			
Ⅲ-2-(2)-② 定期的に福祉サービス実施計画の評価・見直しを行っている。	保43	①	・ b ・ c
<コメント> ・ 療育や個別指導計画などは、職員が参画し年度末に見直し次年度に反映させている。 ・ 個別指導計画立案時に、児童発達支援管理責任者、担当保育士と保護者を交え計画を作成し、同意を得るようにしている。 ・ 各指導計画においては、定期的又は毎月・週・日ごとに評価・見直しを行い、次回へ反映させている。また、実際の療育に際しては、子どもの状態や状況に応じて、柔軟的に指導計画の変更を行い、見直しをするようにしている。			

Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。			
Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する福祉サービス実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化させている。	保44	a	・ ㉔ ・ c
<コメント> ・ 子ども一人ひとりの発達状況、療育目標、生活状況、安全衛生、食育、危機管理等について適切に記載されており、職員間で情報の共有化を図り周知している。 ・ 各療育計画や個別指導計画などの記録内容や書き方に差異が生じないように記載し、職員全体で見直しをし、共有するようにしている。また、児童発達支援管理責任者や主任保育士が点検、指導を行い、明確な記載が保てるように努めている。 ・ 子ども一人ひとりの発達状況、療育目標、療育の実際について、定期的に職員会議や年齢ごとに検討をし、職員間で情報の共有を図っている。 ・ 子どもの受け止め方、状況や状態の変化や推移、表記方法等、各職員の差異が生じないようにより綿密な記録の指導を行うことを期待したい。			
Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	保45	㉔	・ b ・ c
<コメント> ・ 子どもや保護者等に関する書面および電子データ記録等は施錠可能な保管庫で管理し、保管整備体制の強化改善を図り、それに基づいた運用がされている。 ・ 個人情報保護と情報開示についても必要な規程等を整備している。また、職員は個人情報保護法を理解し、守秘義務の遵守をしている。 ・ 職員の個人情報保護等の認識を強化するために定期的に個人情報取扱についての研修を実施している。			

【内容評価基準】

A-1 保育内容

		第三者評価結果	
A-1-(1) 保育の全体的な計画の作成			
A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育の全体的な計画を作成している。	保46	a ・ ㉔ ・ c	
<コメント> ・ 児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針に示されている趣旨を踏まえ、地域の実態等を考慮した波の音児童発達支援センターの支援プログラム（療育課程）が編成されている。子どもの遊びや生活を通して、「困った時の知多学園、安心・信頼・人財、児童・高齢者が人として尊厳を持ちながら、身近な地域で人が自立した生活を送れるように支援すると共に、職員が誇りをもって働き、やる気の出る職場づくりを構築していくことを基本理念とする」を法人の理念として、心と体のバランスのとれた療育・保育内容を編成している。 ・ 入所する全ての子どもを対象とし、発達過程を踏まえ、子どもの心身の発達の実態に即し、療育時間などを考慮した療育課程を職員参画の下で編成している。また、定期的に評価し、評価に基づき改善を図っている。 ・ 管理運営案や運営規定、支援プログラム（療育課程）、入園のしおり（はまっこのしおり）などに明記されている理念や運営方針、基本方針等の明記の仕方や明記内容などが多角的で読み取りにくい状況にある。これらは事業所の根幹となるものと考えられるので検討されることを望みたい。			

A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開			
A-1-(1)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	保47	①	a . b . c
<コメント> ・現在地に新築移転して開設し2年目を迎えた波の音児童発達支援センターであり、内装や床、トイレや水回りは、色彩や機能性、安全性に配慮した品質の物を使用し、テーブルや椅子などの保育用具は、木のぬくもりを感じながら安全で安心して使用でき、心地よく過ごせる環境となっている。室内の採光、換気、温度、空気の清浄などに配慮し、明るく清潔で過ごせるように工夫がされている。また、遊具や玩具なども安心して使えるように安全への配慮がされている。 ・それぞれの部屋の環境は整理整頓が行き届き、玩具や用具、絵本や教材が年齢や人数に応じて整い、遊びの広がりやくつろぎが確保されている。また、午睡時には手作りのパーテーションで親子通園の子どもや保護者のプライバシー保護をしたり、子どもの特性に応じて安心して午睡できる環境を整えている。 ・園庭の機能を屋上に備え、プールや水遊びができる環境を整えている。また、2階には、床や壁にソフトクッションクッション材を用いた天井が高く広い遊戯室があり、大型の感覚統合遊具を備え存分に遊びを楽しめる空間となっている。遊戯室と同様の設えとなっている広い多目的室にも多くの感覚統合遊具を備え、作業療法士や理学療法士、言語療法士による子どもに応じた療育が展開されている。更に、隣り合わせの多目的室では地域の親子を対象とした親子スクールが実施されている。 ・メダカやカブト虫などの生き物を飼育したり、草花や身近な野菜などを植えたり、季節感が漂う子どもの作品を展示し、保育環境の工夫がされている。 ・芝が敷き詰められ、存分にかけっこが楽しめる園庭には、畑や滑り台、ハンモック、椅子などインクルーシブ遊具がある。 ・食事時には保育室の整理整頓を適切に行い、食事の空間を確保している。 ・子どもの心情や状態に応じて、落ち着いてくつろげることのできる場が確保され、保育士が身近で穏やかに応じている。 ・清潔な環境を保つため、保育環境の消毒を徹底して実施している。			
A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	保48	a	② . c
<コメント> ・子どもを受容していくために、家庭環境や生活リズム、一人ひとりの子どもの発達などから生じる子どもの個人差を十分に把握し、職員会議や年齢別話し合いなどで職員間の共通理解を深めるようにしている。また、指導計画、個別記録、個別の療育支援計画などに一人ひとりの子どもを受容するための援助内容を記載している。 ・保育の見通しをもち、子どもの気持ちを汲み取り、子どもの思いにそって関わるようにしている。せかしたり、制止させる言葉を不用意に使用せず、ゆとりを持って保育していけるように心掛けている。 ・子どもを受容することなどについて、園内研修で確認したり、人権擁護のための「セルフチェックリスト」を用いて自己チェックをし、振り返りをすることも効果的と考える。			
A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	保49	a	③ . c
<コメント> ・子ども一人ひとりの発達を把握し、食事や着脱、清潔、睡眠、排泄などの基本的な生活習慣、健康増進のための習慣や態度を身につけられるように、子どもの状況を配慮し、強制や制限をせず、一人ひとりの子どものリズムや気持ちに沿った関わりをし、子どもが達成感を味わえるように援助をしている。 ・子どもが自発的にやりたいと思えるような言葉掛けや写真、文字、絵など視覚的な表示をして環境を整え、自分で出来た達成感を味わえるように援助をしながら基本的な生活習慣が身に付くようにしている。			

A-1-(2)-④ こどもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	保50	④ ・ b ・ c
＜コメント＞ ・子どもが主体的に活動できるように、子どもの発達や季節に応じた玩具や遊具、素材や用具を用意し、自由に取り出して遊んだり、自由に遊べる時間が確保され、子どもの主体性が発揮できるような働きかけをしている。また、保育士や指導員、言語聴覚士や作業療法士、理学療法士は子どもが遊びを進めて行く様子を見守りながら関わるようにしている。 ・異年齢年間指導計画は作成していないが、遊びや生活を通して自然に異年齢で遊ぶ機会や意図して異年齢で交流する機会を作り、生活や遊びの中で人との関わりを大切にする取り組みをしている。 ・プランターに四季の花々が植えられ、居ながらにして四季の変化を感じ取れるような環境を整えたり、昆虫や魚などの飼育を通して生物に興味を持ち可愛がる心を育むようにしている。また、はまっこファーム農業体験では、ミニトマトやスナップエンドウ、じゃが芋やさつま芋の栽培や収穫を通して植物に興味を持ち収穫の喜びを存分に味わうようにしている。 ・室内用玩具を年間固定とせず、季節や遊びの広がり、興味、発達に沿った玩具を取り出して遊べるように配慮している。また、既製の物だけではなく、保育士手作りの玩具や遊びの展開が広がるような遊び空間を工夫し提供している。 ・春や秋の遠足、隣接のこども園との夏祭り、はまっこファームでの収穫体験や焼き芋パーティー、秋刀魚パーティー、ハロウィンや餅つき、豆まき、雛祭りなどの季節行事、リズム遊びや表現遊びの発表の機会としてのクリスマス発表会など年間の行事計画を基に、それぞれの年齢や発達、興味や関心、意欲などに応じて課題に取りくめるように配慮しながら、楽しく参加して満足感や充実感を表出できるように、その子の主体性を大切にした療育をしている。		
A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保51	a ・ b ・ c
＜コメント＞ ・環境を整えているが、現在0歳児の受入れはない。		
A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保52	⑥ ・ b ・ c
＜コメント＞ ・親子通園を原則とし、1・2歳児は年齢に応じたクラス編成をし、それぞれの子どもの月齢や年齢に応じた環境を整えて生活や遊びを意図的に取り入れ、無理なく生活や遊びが展開できるように配慮している。 ・子どもの発達や発育に応じた生活や遊びができるように、安全で清潔な環境や遊具、用具などを設置し、子どもの生活リズムに応じて丁寧でゆったりとした療育に心がけている。また、子どもの興味に応じた遊びを心行くまでできる環境を整えている。 ・職員に乳幼児突然死症候群（SIDS）に必要な知識が周知され、ベビーモニターを設置し5分間隔で実施している。 ・子どもの午睡時に母親も子どもと一緒に午睡をして休息が取れるように配慮している。時間は母親と相談して決めている。 ・1・2歳児の子どもの発達の特徴を踏まえ、一人ひとりの育ちに合わせ基本的な生活習慣が身につくように配慮し、子どもが自分でしようとする気持ちを尊重して子どもに関わるようにしている。 ・子どもの自己主張や自我の育ちを支え、子どもの気持ちを受け止めるように個別の関わりをしている。 ・人や物への探索行動が存分にできるように安全に配慮しながら環境を整え、自発的な遊びができるように子どもの状況を観ながら関わるようにしている。 ・子どもの作品が保育に活かされ、工夫して作ったり飾ったりし、大切に扱われている。表現活動に必要な色紙、ペン、粘土など安全に配慮した素材が用意され発達や遊びに応じて対応している。また、歌ったり表現遊びなど自由に表現する遊びを楽しめるようにしている。 ・戸外遊びや園周辺散歩を取り入れ、自然現象との関わりを持てるようにしている。 ・2歳児については3歳児移行を見越して、年明け以降クラス交流を経験しながら幼児の遊びや集会への参加を無理なく経験できるようにしている。また、保護者と分離をする機会も設けている。		

A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保53	① ・ b ・ c
<コメント> ・3歳児の療育形態は、親子通園期間を経て単独に移行をしている。 ・各部屋は安全で清潔な環境を整え、自由に表現したり、友だちと協同的な活動ができるような遊具や用具を設置している。 ・年齢の発達的特徴を踏まえ、一人ひとりの育ちに合わせて基本的な生活習慣の定着を図り、友だちや他の人々との関わりを学べるようにし、ものごとへの関心を高めていくように配慮しながら子どもと関わるようにしている。 ・保育所保育指針に示されている5領域の内容を、遊びや生活を通して総合的に身につけられるように「支援プログラム」として位置付け、それに基づいて、健康や生活、運動や感覚、認知や行動、言語やコミュニケーション、人間関係や社会性の5領域に区分して本人支援として療育を展開するようにしている。また、子どもの小学校への接続や地域の幼稚園、保育園、幼児園への移行支援、その子の兄弟も含めた家族支援、地域支援や地域連携も位置づけをしている。		
A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保54	a ・ ② ・ c
<コメント> ・気になる子や特別支援を要する子どもについては個別指導計画を立て個別記録を取り、ケース検討をして共有を図り、子どもの状況に応じた療育をしている。また、個別指導計画作成時には、保護者を含め児童発達支援管理責任者とモニタリングをし、同意の上で作成し療育をしている。 ・専門機関とのケース検討会や巡回相談の機会を通して療育内容や方法を検討している。 ・保護者とは、日常的に話し合う機会を設け、子どもの状況や発達課題等についての情報を共有し認識の相違がないように努めている。専門機関や医療機関、心理士巡回指導などの紹介もしている。		
A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保55	a ・ ③ ・ c
<コメント> ・長時間にわたる保育を利用している子どもは、隣接する波の音子ども園で保育を受けている。 ・長時間にわたる保育を利用している子どもの発達や年齢、興味関心に応じた環境を整え、ゆったりとした保育を行うようにしている。子どもの状況について、職員間の引継を文書などで明確に行い、子ども一人ひとりの気持ちに沿うような保育に心がけている。また、登園や降園の打刻はコドモンで対応をしている。 ・子どもの思いに沿ってゆっくりと寛いだり、異年齢でも遊べるような環境を工夫し、子どもが安心して心地よく過ごせるようにしている。 ・長時間にわたる保育を実施している子どもにはクッキーや煎餅などの捕食を提供し、家庭での夕食の内容や量などに影響をおよぼさないように配慮している。 ・保護者への連絡は、口頭やコドモン、または、状況に応じて直接担任が伝えるようにしている。		
A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	保56	a ・ ④ ・ c
<コメント> ・自尊感情の育みや協同的な活動を通して社会性を養い、知る楽しみや好奇心の助長など学びに向かう基礎作りを子どもの発達状況に応じて行っている。 ・療育活動として、小学校を訪れる活動は実施していないが、保護者と一緒に小学校を見学する機会などを推奨し、小学校への期待が持てるように働きかけている。 ・入所している子どもの就学に際し、「保育所児童保育要録」の記載はないが、子どもの様子を独自の報告書に記載し、受け入れ先の小学校へ持参している。		

A-1-(3) 健康管理			
A-1-(3)-①	子どもの健康管理を適切に行っている。	保57	a ・ ㉞ ・ c
<コメント> ・ 健康管理に関するマニュアルに基づいて子ども一人ひとりの健康状態に応じて対処している。また、保護者には、入園説明会で子どもの健康等に関する方針や取り組みについて伝え、子どもの健康管理については、入園時に健康記録や生活状況に基づいて個別的に把握している。既往症やアレルギー、予防接種の状況、平均体温等について保護者からの情報を得て管理し、対応の配慮を行っている。登園受け入れ時間、視診や検温、午睡時のチェックの実施や健康状態、降園時間などを保護者アプリ「コドモン」で共有し、確認をしている。また、日々の怪我や体調不良、感染症等については記録をし、状況について職員間で共有している。 ・ 乳幼児突然死症候群について職員に周知し、睡眠時に5分間隔でチェックをしている。 ・ 療育時間内での体調の変化については施設長、主任保育士が把握し対応している。状態に応じて柔軟な保育を実施し、保育園での健康状態を保護者に伝え、降園後の対応にも配慮している。 ・ 保護者への情報提供として、子どもの発達や病気、感染症、予防等に関する事項を記載した保健だよりの定期的発行を期待したい。			
A-1-(3)-②	健康診断・歯科検診の結果を保育に反映している。	保58	a ・ ㉞ ・ c
<コメント> ・ 健康診断を年2回、歯科検診を年1回受診し、その結果を保護者に伝えている。受診の結果は個人情報であることに留意して、守秘義務が遵守されるようにしている。また、嘱託医とカンファレンスをし、子どもの健康管理についての情報交換を行っている。 ・ 健康診断や歯科検診の結果を職員で共有し、日々の手洗い、うがい、歯磨きなど年齢に応じて療育の場面に反映させている。5歳児は保護者参加のもと、染めだしを実施している。			
A-1-(3)-③	アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	保59	㉠ ・ b ・ c
<コメント> ・ アレルギー疾患を持つ子については、入園時にアレルギー調査を実施し、医師の診断書や指示書を得て、保護者と栄養士で面接を行っている。 ・ 給食実施においては、献立表を基に保護者の意向を聞きながら綿密な打ち合わせを行い、調理員と連携し代替え食で対応をしている。また、日々の療育では、調理員と担当保育士が綿密な連携を図り食材や食器、トレイ等のチェックなどをし、対応をしている。アレルギーの症状に応じて、職員の見守りを受けながら食事をしている。 ・ 会議等で全職員にアレルギー疾患についてマニュアルに基づいて必要な知識や情報を周知させ、実際の療育については徹底した対応がされるようにしている。エピペンの必要な子どもには、マニュアルに基づいて保護者より預かりをするようにしている。また、職員に対しては、エピペンの使い方や誤食時の対応などについての研修や訓練を実施している。			

A-1- (4) 食育、食の安全			
A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。		保60	㉖ ・ b ・ c
<コメント> ・ 健康な生活を送るために、食物に関心を持たせながら楽しい食体験を積み重ね豊かな人を育てることを願い、食育に関する事項を支援プログラム中に位置づけ、子どもが食事を楽しむことができる工夫や取り組みをしている。給食は、隣接する波の音幼稚園で作り、波の音児童発達支援センターの配膳室で配膳されている。 ・ はまっこファームでの農業体験では、ミニトマトやスナップエンドウ、じゃが芋やさつま芋を収穫し、ちぎったり、感触や匂いを感じ取ったりして食材に楽しんで触れる環境を整えたり、給食や焼き芋などの行事に活かし、食育推進活動を積極的に取り組んでいる。 ・ 室内を食事に適した環境に整えたり、異年齢で食事できるように食事環境を工夫し楽しんで食事したり、年齢に応じて片付などに参加できるように配慮している。おかわりする楽しみやバイキングなどを取り入れたり、体調や個人差、食欲、年齢などに応じて食事量も配慮している。			
A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。		保61	㉗ ・ b ・ c
<コメント> ・ 発育期にある子どもの食事の重要性や食材の活かし方などを記載した献立を作成し、それに基づいた食事を提供している。また、年齢に配慮して、行事や季節感のある献立を作成し、子どもがおいしく安心して食べることができるようにしている。アレルギー対応の除去食の他に、ハラル食の対応も可能としている。 ・ 保護者に献立を配布したり、食事内容が分かるようにサンプルをコードモンで配信し、栄養や味付け、量、食べ方など「食」の大切さを保護者に伝える取り組みをしている。また、家庭では食卓に乗りにくい献立や発育期に食べてほしい献立、子どもに人気がある献立などのレシピの提供もしている。嗜好や食べる量、残食などを把握したり、親子登園の保護者から意見を聴いたりして、食事内容や調理の工夫に反映させている。 ・ 衛生管理や食中毒等の発生時の対応マニュアルに基づき衛生管理が適切に実施されている。			

A-2 子育て支援

		第三者評価結果	
A-2- (1) 家庭と綿密な連携			
A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。		保62	㉘ ・ b ・ c
<コメント> ・ 入園式や行事、療育参観、などの機会に支援プログラムや日々の療育の意図について説明をし、共通理解を深めるようにしている。また、登降園時を利用した保護者とのコミュニケーションや掲示板、コードモン配信などを通して意向を把握したり、毎月の園だよりや個々のたよりなどで、保護者と共に子どもの成長の喜びを共有できるように支援をしている。 ・ 家庭の状況や保護者との情報交換の内容が必要に応じて記録されている。 ・ 単独通園の保護者には、日々の療育内容や子どもの様子について、掲示板に記載したり写真を掲示して子どもの活動を共有できる環境を整えていくことも期待したい。			
A-2- (2) 保護者の支援			
A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。		保63	a ・ ㉙ ・ c
<コメント> ・ 個別懇談会、療育参観、運動会や生活発表会等行事参加の機会を定期的に設け、保護者と話し合う機会を作り共通理解を深めるようにしている。 ・ 子育てに不安を感じている保護者には、積極的に声をかけ、話を聞いたり相談に応じたり、必要に応じてカウンセラーや支援機関、専門機関などと連携を取るようになっている。 ・ 意見箱も常設しており、療育参観や行事の後に、保護者向けのアンケート調査を実施し、保護者と共通理解を得るための機会としている。			

	A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	保64	a ・ ㉞ ・ c
＜コメント＞ ・職員に対して、虐待に関する理解を促すための取り組みや対応等についての法人のマニュアルが整備され、日常の送迎や保護者とコミュニケーションを通して早期発見に努め、状況を詳細に記載するようにしている。 ・マニュアルに基づく研修を行い、虐待の疑いが生じた場合は、直ちに施設長や児童発達支援管理責任者に伝え、情報や状態を確認した上で、行政や児童相談センター、警察などの関係諸機関に照会や通告をする体制を整えている。また、見守り支援を必要とする子どもなどについて、地域の協力を得て情報を聴取し、当該園で対応可能なサポートができるようにしている。			

A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果	
A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)			
	A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	保65	a ・ ㉞ ・ c
＜コメント＞			
・療育に関わる計画や記録と療育の実践を、療育の資質向上や療育のサービスについてまとめを行い、改善に向けて検討する機会を設け職員間で共有化を図っているが、一定の基準に基づいた自己評価の取り組みや分析については、検討の余地がある。 ・自己評価や療育のまとめの内容の妥当性を検証しつつ、結果を分析して課題を示し、当該園の評価として積み重ね、改善計画や改善策を園の運営や療育に反映していくことを期待したい。			

リスト
a
b
c